

聖籠町告示第八十一号

聖籠町地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成二十三年十二月二十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十条に規定する「市町村地域福祉計画」（以下「計画」という。）を策定するにあたり、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、聖籠町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、計画の策定に関する事項について調査及び検討し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 福祉・保健・医療関係者
- 三 町民
- 四 その他、町長が必要と認めたる者

(任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長各一名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第九条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。